

(試験の細目)
第十六条 この法律に定めるもののほか、弁理士試験及び特定侵害訴訟代理業務試験に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第二章の二 実務修習

(実務修習)

第十六条の二 実務修習は、第七条各号に掲げる者に対しては、弁理士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得させるため、経済産業大臣が行う。

2 実務修習は、次に掲げるところにより、行うものとする。
一 毎年一回以上行うこと。

二 弁理士の業務に関する法令及び実務について行うこと。

三 実務修習の講師及び指導者は、弁理士であつて、その実務に充当して七年以上従事した経験を有するものであること。

(指定修習機関の指定)

第十六条の三 経済産業大臣は、その指定する者(以下「指定修習機関」という。)に、講義及び演習の実施その他の実務修習の実施に関する事務(経済産業省令で定めるものを除く。以下「実務修習事務」という。)を行わせることができる。

2 指定修習機関の指定は、経済産業省令で定めるところにより、実務修習事務を行うおとする者の申請により行う。

3 経済産業大臣は、指定修習機関の指定をしたときは、実務修習事務を行わないものとする。

4 経済産業大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、指定修習機関の指定をしてはならない。
一 職員、設備、実務修習事務の実施の方法その他の事項についての実務修習事務の実施に関する計画が実務修習事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の実務修習事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有する法人であること。
三 実務修習事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて実務修習事務が不公正になるおそれがないこと。

四 その指定をすることによつて実務修習事務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

5 経済産業大臣は、第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定修習機関の指定をしてはならない。

一 第十六条の十二第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。
二 その役員のうち、この法律に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その刑の執行を終わら、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者があること。

(指定の公示等)

第十六条の四 経済産業大臣は、指定修習機関の指定をしたときは、指定修習機関の名称及び住所、実務修習事務を行う事務所の所在地並びに実務修習事務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定修習機関は、その名称若しくは住所又は実務修習事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(秘密保持義務等)

第十六条の五 指定修習機関の役員若しくは職員(実務修習の講師及び指導者を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、実務修習事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 実務修習事務に従事する指定修習機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(修習事務規程)

第十六条の六 指定修習機関は、実務修習事務の開始前に、実務修習事務の実施に関する規程(以下「修習事務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 修習事務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした修習事務規程が実務修習事務の適正かつ確実な実施をする上で不適当なものとなつたと認めるときは、指定修習機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4 第一項の認可の基準については、経済産業省令で定める。

(事業計画等)

第十六条の七 指定修習機関は、毎事業年度、事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、経済産業大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定修習機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備置き等)

第十六条の八 指定修習機関は、経済産業省令で定めるところにより、実務修習事務に関する事項で経済産業省令で定めるものを記載した帳簿を備え置き、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第十六条の九 経済産業大臣は、実務修習事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定修習機関に対し、実務修習事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び立入検査)

第十六条の十 経済産業大臣は、実務修習事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定修習機関に対し、実務修習事務の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に指定修習機関の事務所に立ち入り、実務修習事務の状況若しくは帳簿その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(実務修習事務の休廃止)

第十六条の十一 指定修習機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、実務修習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 経済産業大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第十六条の十二 経済産業大臣は、指定修習機関が第十六条の第三項第二号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

し、又は期間を定めて実務修習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第十六条の第三項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

二 第十六条の四第二項、第十六条の六第一項、第十六条の七、第十六条の八又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第十六条の六第一項の規定により認可を受けた修習事務規程によらないで実務修習事務を行ったとき。

四 第十六条の六第三項又は第十六条の九の規定による命令に違反したとき。

五 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。

3 経済産業大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により実務修習事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(経済産業大臣による実務修習の実施)

第十六条の十三 経済産業大臣は、指定修習機関が第十六条の十一第一項の規定により実務修習事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定修習機関に対し実務修習事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定修習機関が天災その他の事由により実務修習事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第十六条の第三項の規定にかかわらず、実務修習事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定により実務修習事務を行うこととし、又は同項の規定により行つて実務修習事務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

3 経済産業大臣が、第一項の規定により実務修習事務を行うこととし、第十六条の十一第一項の規定により実務修習事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における実務修習事務の引継ぎその他の必要な事項は、経済産業省令で定める。

(手数料)

第十六条の十四 実務修習を受けようとする者は、次項に規定する場合を除き、実費を勘案し

て、指定修習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消さなければならない。

て政令で定める額の手数料を国に納付しなければならぬ。

2 指定修習機関が実務修習事務を行う場合において、実務修習を受けようとする者は、政令で定めるところにより指定修習機関が経済産業大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該指定修習機関に納付しなければならない。

3 前項の規定により指定修習機関に納付された手数料は、当該指定修習機関の収入とする。

(実務修習の細目)
第十六条の十五 この法律に定めるもののほか、実務修習に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第三章 登録

(登録)
第十七条 弁理士となる資格を有する者が、弁理士となるには、日本弁理士会に備える弁理士登録簿に、氏名、生年月日、事務所所在地その他経済産業省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 弁理士登録簿の登録は、日本弁理士会が行う。

(登録の申請)
第十八条 前条第一項の登録を受けようとする者は、日本弁理士会に登録申請書を提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、氏名、生年月日、事務所所在地その他経済産業省令で定める事項を記載し、弁理士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

(登録の拒否)

第十九条 日本弁理士会は、前条第一項の規定による登録の申請をした者が弁理士となる資格を有せず、又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。この場合において、当該申請者が次の各号のいずれかに該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、第七十条に規定する登録審査会の議決に基づいてしなければならない。

一 心身の故障により弁理士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。

二 弁理士の信用を害するおそれがあるとき。
2 日本弁理士会は、当該申請者が前項各号に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人

を通じて弁明する機会を与えなければならない。

(登録に関する通知)

第二十条 日本弁理士会は、第十八条第一項の規定による登録の申請を受けた場合において、登録をしたとき、又は登録を拒否したときは、その旨を当該申請者に書面により通知しなければならない。

(登録を拒否された場合の行政不服審査法の規定による審査請求)
第二十一条 第十九条第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分不服があるときは、経済産業大臣に対して行政不服審査法の規定による審査請求をすることができる。

2 第十八条第一項の規定による登録の申請をした者は、その申請の日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされないときは、当該登録を拒否されたものとして、経済産業大臣に対して前項の審査請求をすることができる。

3 前二項の場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条の上級行政庁とみなす。

(登録事項の変更の届出)

第二十二条 弁理士は、弁理士登録簿に登録を受けた事項に変更が生じたときは、遅滞なく、日本弁理士会にその旨を届け出なければならない。

(登録の取消し)

第二十三条 日本弁理士会は、弁理士の登録を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該登録を受けたことが判明したときは、当該登録を取り消さなければならない。

2 日本弁理士会は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を当該処分を受ける者に書面により通知しなければならない。

3 第十九条第一項後段並びに第二十一条第一項及び第三項の規定は、第一項の登録の取消しについて準用する。この場合において、同条第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

(登録の抹消)

第二十四条 弁理士が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本弁理士会は、その登録を抹消しなければならない。

二 死亡したとき。
三 第八条各号(第五号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

四 前条第一項の規定による登録の取消しの処分を受けたとき。

五 第六十一条の規定による退会の処分を受けたとき。

2 弁理士が前項第一号から第三号までの規定のいずれかに該当することとなったときは、その者又はその法定代理人若しくは相続人は、遅滞なく、日本弁理士会にその旨を届け出なければならない。

3 日本弁理士会は、第一項第一号、第三号又は第五号の規定により登録を抹消したときは、その旨を当該弁理士に書面により通知しなければならない。

第二十五条 弁理士が心身の故障により弁理士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるときは、日本弁理士会は、その登録を抹消することができる。

2 第十九条第一項後段及び前条第三項の規定は、前項の規定による登録の抹消について準用する。

(登録拒否に関する規定の準用)
第二十六条 第二十一条第一項及び第三項の規定は、第二十四条第一項第一号、第三号若しくは第五号又は前条第一項の規定による登録の抹消について準用する。この場合において、第二十一条第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

(登録及び登録の抹消の公告)

第二十七条 日本弁理士会は、弁理士の登録をしたとき、及びその登録の抹消をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもって公告しなければならない。

(特定侵害訴訟代理業務の付記の申請)

第二十七条の二 弁理士は、その登録に第十五条の二第一項に規定する特定侵害訴訟代理業務試験に合格した旨の付記(以下「特定侵害訴訟代理業務の付記」という。)を受けようとするときは、日本弁理士会に付記申請書を提出しなければならない。

2 前項の付記申請書には、氏名その他経済産業省令で定める事項を記載し、特定侵害訴訟代理業務試験に合格したことを証する証書を添付しなければならない。

(特定侵害訴訟代理業務の付記)
第二十七条の三 日本弁理士会は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに、当該弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記をしなければならない。

2 第二十条の規定は、前項の規定による付記をした場合について準用する。

(特定侵害訴訟代理業務の付記の抹消)
第二十七条の四 日本弁理士会は、特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該付記を受けたことが判明したときは、当該付記を抹消しなければならない。

2 第二十三条第二項の規定は、前項の規定による付記の抹消について準用する。

(特定侵害訴訟代理業務の付記等の公告)
第二十七条の五 第二十七条の規定は、特定侵害訴訟代理業務の付記及びその付記の抹消について準用する。

(登録の細目)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、弁理士の登録に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第四章 弁理士の義務
(信用失墜行為の禁止)
第二十九条 弁理士は、弁理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)
第三十条 弁理士又は弁理士であった者は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(業務を行って得ない事件)
第三十一条 弁理士は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行ってはならない。ただし、第三号に該当する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件
二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるもの
三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件
四 公務員として職務上取り扱った事件
五 仲裁手続により仲裁人として取り扱った事件

六 社員又は使用人である弁理士として弁理士
法人の業務に従事していた期間内に、その弁
理士法人が相手方の協議を受けて賛助し、又
はその依頼を承諾した事件であつて、自らこ
れに関与したもの。

七 社員又は使用人である弁理士として弁理士
法人の業務に従事していた期間内に、その弁
理士法人が相手方の協議を受けた事件で、そ
の協議の程度及び方法が信頼関係に基づく
認められるものであつて、自らこれに関与し
たもの。

第三十一条の二 弁理士は、経済産業省令で定め
るところにより、日本弁理士会が行う資質の向
上を図るための研修を受けなければならない。
(非弁理士に対する名義貸しの禁止)

第三十一条の三 弁理士は、第七十五条又は第七
十六条の規定に違反する者に自己の名義を利用
させてはならない。

第五章 弁理士の責任
(懲戒の種類)

第三十二条 弁理士がこの法律若しくはこの法律
に基づく命令に違反したとき、又は弁理士たる
にふさわしくない重大な非行があつたときは、
経済産業大臣は、次に掲げる処分をすることが
できる。

一 戒告
二 二年以内の業務の全部又は一部の停止
三 業務の禁止
(懲戒の手續)

第三十三条 何人も、弁理士に前条に該当する事
実があると思料するときは、経済産業大臣に対
し、その事実を報告し、適当な措置をとるべき
ことを求めることができる。

2 前項に規定する報告があつたときは、経済産
業大臣は、事件について必要な調査をしなけ
ばならない。

3 経済産業大臣は、弁理士に前条に該当する事
実があると思料するときは、職権をもつて、必
要な調査をすることができる。
4 経済産業大臣は、前条の規定により戒告又は
二年以内の業務の停止の処分をしようとするこ
ときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)
第十三条第一項の規定による意見陳述のための
手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければ
ならない。
5 前条の規定による懲戒の処分は、聴聞を行つ
た後、相当な証拠により同条に該当する事実が

あると認められた場合において、審議会の意見を聴
いて行う。
(調査のための権限)

第三十四条 経済産業大臣は、前条第二項(第六
十九条第二項において準用する場合を含む。)
又は第三項の規定により事件について必要な調
査をするため、当該弁理士に対し、その業務に
関し必要な報告を命じ、又は帳簿書類その他の
物件の提出を命ずることができる。
(登録抹消の制限)

第三十五条 日本弁理士会は、弁理士が懲戒の手
続に付された場合においては、その手續が結了
するまでは、第二十四条第一項第一号若しくは
第五号又は第二十五条第一項の規定による当該
弁理士の登録の抹消をすることができない。
(懲戒処分の公告)

第三十六条 経済産業大臣は、第三十二条の規定
により懲戒の処分をしたときは、その旨を官報
をもって公告しなければならない。

第六章 弁理士法人
(設立等)

第三十七条 弁理士は、この章の定めるところに
より、弁理士法人を設立することができる。
2 第一条及び第三条の規定は、弁理士法人につ
いて準用する。
(名称)

第三十八条 弁理士法人は、その名称中に弁理士
法人という文字を使用しなければならない。
(社員の資格)

第三十九条 弁理士法人の社員は、弁理士でなけ
ればならない。
2 次に掲げる者は、社員となることができな
い。
一 第三十二条の規定により業務の停止の処分
を受け、当該業務の停止の期間を経過しな
い者
二 第五十四条の規定により弁理士法人が解散
又は業務の停止を命ぜられた場合において、
その処分の日以前三十日以内にその社員であつ
た者でその処分の日から三年(業務の停止を
命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止
の期間)を経過しないもの
(業務の範囲)

第四十条 弁理士法人は、第四条第一項の業務を
行うほか、定款で定めるところにより、同条第
二項及び第三項の業務の全部又は一部を行うこ
とができる。

第四十一条 前条に規定するもののほか、弁理士
法人は、第五条から第六条の二までの規定によ
り弁理士が処理することができる事務を当該弁
理士法人の社員又は使用人である弁理士(第六
条の二に規定する事務に関しては、特定侵害訴
訟代理業務の付記を受けた弁理士に限る。以下
「社員等」という。)に行わせる事務の委託を受
けることができる。この場合において、当該弁
理士法人は、委託者に、当該弁理士法人の社員
等のうちからその補佐人又は訴訟代理人を選任
させなければならない。
(登記)

第四十二条 弁理士法人は、政令で定めるところ
により、登記をしなければならない。
2 前項の規定により登記しなければならない事
項は、登記の後でなければ、これをもって第三
者に対抗することができない。
(設立の手續)

第四十三条 弁理士法人を設立するには、その社
員にならうとする弁理士が、定款を定めなけれ
ばならない。
2 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載
しなければならない。
一 目的
二 名称
三 事務所の所在地
四 社員の氏名及び住所
五 社員の出資に関する事項
六 業務の執行に関する事項

3 会社法(平成十七年法律第八十六号)第三十
条第一項の規定は、弁理士法人の定款について
準用する。
(成立の時期)

第四十四条 弁理士法人は、その主たる事務所の
所在地において設立の登記をすることによつて
成立する。
(成立の届出)

第四十五条 弁理士法人は、成立したときは、成
立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び
定款を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出
なければならない。
(業務を執行する権限)

第四十六条 弁理士法人の社員は、全て業務を執
行する権利を有し、義務を負う。
(定款の変更)

第四十七条 弁理士法人は、定款に別段の定めが
ある場合を除き、総社員の同意によつて、定款
の変更をすることができる。

2 弁理士法人は、定款を変更したときは、変更
の日から二週間以内に、変更に係る事項を経済
産業大臣に届け出なければならない。
(法人の代表)

第四十七条の二 弁理士法人の社員は、各自弁理
士法人を代表する。
2 前項の規定は、定款又は総社員の同意によつ
て、社員のうち特に弁理士法人を代表すべき社
員を定めることを妨げない。
3 弁理士法人を代表する社員は、弁理士法人の
業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を
する権限を有する。

4 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に
対抗することができない。
5 弁理士法人を代表する社員は、定款によつて
禁止されていないときに限り、特定の行為の代
理を他人に委任することができる。
(指定社員)

第四十七条の三 弁理士法人は、特定の事件につ
いて、一人又は数人の業務を担当する社員を指
定することができる。
2 前項の規定による指定がされた事件(以下
「指定事件」という。)については、指定を受け
た社員(以下「指定社員」という。)のみが業
務を執行する権利を有し、義務を負う。
3 指定事件については、前条の規定にかかわら
ず、指定社員のみが弁理士法人を代表する。
4 弁理士法人は、第一項の規定による指定をし
たときは、指定事件の依頼者に対し、その旨を
書面により通知しなければならない。

5 依頼者は、その依頼に係る事件について、弁
理士法人に対して、相当の期間を定め、その期
間内に第一項の規定による指定をすることができる。
この場合において、弁理士法人が、その期間内に
前項の規定による通知をしないうときは、弁理士
法人はその後において、指定をすることができ
ない。ただし、依頼者の同意を得て指定をする
ことを妨げない。

6 指定事件について、当該事件に係る業務の結
了前に指定社員が欠けたときは、弁理士法人
は、新たな指定をしなければならない。その指
定がされなかったときは、全社員を指定したも
のとみなす。

7 社員が一人の弁理士法人が、事件の依頼を受
けたときは、その社員を指定したものとみな
す。

(社員の責任)

第四十七条の四 弁理士法人の財産をもってその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯してその弁済の責めに任ずる。

2 弁理士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときも、前項と同様とする。

3 前項の規定は、社員が弁理士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

4 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合(同条第六項の規定により指定したものとみなされる場合を含む。次項及び第六項において同じ。)において、指定事件に関し依頼者に対して負担することとなつた弁理士法人の債務をその弁理士法人の財産をもって完済することができないときは、第一項の規定にかかわらず、指定社員(指定社員であつた者を含む。以下この条において同じ。)が、連帯してその弁済の責めに任ずる。ただし、脱退した指定社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合、この限りでない。

5 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定事件に関し依頼者に生じた債権に基づく弁理士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときは、指定社員が、弁理士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。

6 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定を受けていない社員が指定の前後を問わず指定事件に係る業務に関与したときは、当該社員は、その関与に当たり注意を怠らなかつたことを証明した場合を除き、指定社員が前二項の規定により負う責任と同一の責任を負う。弁理士法人を脱退した後も同様とする。

7 会社法第六百二十二条の規定は、弁理士法人の社員の脱退について準用する。ただし、第四項の場合において、指定事件に関し依頼者に対して負担することとなつた弁理士法人の債務については、この限りでない。

第四十七条の五 社員でない者が自己を社員であると誤認させる行為をしたときは、当該社員でない者は、その誤認に基づいて弁理士法人と取引をした者に対し、社員と同一の責任を負う。

(特定の事件についての業務の制限)

第四十八条 弁理士法人は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行つてはならない。ただし、第三号に規定する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二 相手方が協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくこと認められるもの

三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

四 第三項各号に掲げる事件として弁理士法人の社員の半数以上の者が関与してはならない事件

2 弁理士法人の社員等は、前項各号に掲げる事件については、自己又は第三者のためにその業務を行つてはならない。

3 弁理士法人の社員等は、当該弁理士法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

一 社員等が当該弁理士法人の社員等となる前に相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二 社員等が当該弁理士法人の社員等となる前に相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくこと認められるもの

三 社員等が公務員として職務上取り扱つた事件

四 社員等が仲裁手続により仲裁人として取り扱つた事件

五 社員等が当該弁理士法人の社員等となる前に他の弁理士法人の社員等としてその業務に従事していた期間内に、その弁理士法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したものであるもの

六 社員等が当該弁理士法人の社員等となる前に他の弁理士法人の社員等としてその業務に従事していた期間内に、その弁理士法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくこと認められるものであつて、自らこれに関与したものであるもの

第四十九条 弁理士法人は、弁理士でない者にその業務を行わせてはならない。

(弁理士の義務に関する規定の準用)

第五十条 第二十九条及び第三十一条の三の規定は、弁理士法人について準用する。

(法定脱退)

第五十一条 弁理士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

一 弁理士の登録の抹消

二 定款に定める理由の発生

三 総社員の同意

四 除名

(解散)

第五十二条 弁理士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

一 定款に定める理由の発生

二 総社員の同意

三 他の弁理士法人との合併

四 破産手続開始の決定

五 解散を命ずる裁判

六 第五十四条の規定による解散の命令

七 社員の欠亡

2 弁理士法人は、前項第三号及び第六号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

(弁理士法人の継続)

(解散及び清算の監督に関する事件の管轄)

第五十二条の五 弁理士法人の解散及び清算の監督に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(検査役の選任)

第五十二条の六 裁判所は、弁理士法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前項の検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3 裁判所は、第一項の検査役を選任した場合に、弁理士法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該弁理士法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。

(合併)

第五十三条 弁理士法人は、総社員の同意があるときは、他の弁理士法人と合併することができる。

2 合併は、合併後存続する弁理士法人又は合併により設立する弁理士法人が、その主たる事務所の所在地において登記することによつて、その効力を生ずる。

3 弁理士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書(合併により設立する弁理士法人にあつては、登記事項証明書及び定款)を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

4 合併後存続する弁理士法人又は合併により設立する弁理士法人は、当該合併により消滅する弁理士法人の権利義務を承継する。

(債権者の異議等)

第五十三条の二 合併をする弁理士法人の債権者は、当該弁理士法人に対し、合併について異議を述べることができる。

2 合併をする弁理士法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 合併をする旨

二 合併により消滅する弁理士法人及び合併後存続する弁理士法人又は合併により設立する弁理士法人の名称及び主たる事務所の所在地

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、合併をする弁理士法人が同項の規定による公告を、官報のほか、

第六項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、合併をする弁理士法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6 会社法第九百三十九条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条及び第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、弁理士法人が第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百三十九条第一項及び第三項中「公告方法」とあるのは「合併の公告の方法」と、同法第九百四十六条第三項中「商号」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

第五十三条の三 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第二項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで、第八百四十三條（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）、並びに第八百四十六條の規定は弁理士法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第六項、第八百七十條第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百七十條の二、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規

定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

（違法行為等についての処分）

第五十四条 経済産業大臣は、弁理士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その弁理士法人に対し、戒告し、若しくは二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

2 第三十三條、第三十四條及び第三十六條の規定は、前項の処分について準用する。

3 第一項の規定は、同項の規定により弁理士法人を処分する場合において、当該弁理士法人の社員等につき第三十二條に該当する事実があるときは、その社員等である弁理士に対し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）

第五十五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条並びに会社法第六百條、第六百四十四條から第六百四十九條まで、第六百五十一条及び第六百五十二条の規定は弁理士法人について、同法第六百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条から第五百九十六条まで、第六百一条、第六百五条、第六百六條、第六百九條第一項及び第二項、第六百一十一條（第一項ただし書を除く。）、並びに第六百一十三條の規定は弁理士法人の社員について、同法第八百五十九條から第八百六十二條までの規定は弁理士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百一十三條中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百一十五條第一項、第六百一十七條第一項及び第二項並びに第六百一十八條第一項第二号中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第六百一十七條第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（弁理士法第四條第二項第四号に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。）」と読み替えるものとする。

2 会社法第六百四十四條（第三号を除く。）、第六百四十五條から第六百四十九條まで、第六百五十條第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四條の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二條、第六百五十三條、第六百五十五條から第六百五十九條まで、第六百六十二條から第六百六十四條まで、第六百六十六條から第六百七十三條まで、第六百七十五條、第八百六十三條、第八百六十四條、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、弁理士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四條第一号中「第六百四十一條第五号」とあるのは「弁理士法第五十二條第三項」と、同法第六百四十七條第三項中「第六百四十一條第四号又は第七号」とあるのは「弁理士法第五十二條第一項第五号から第七号まで」と、同法第六百五十一條第一項及び第七号中「第六百六十九條中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第六百六十八條第一項及び第六百六十九條中「第六百四十一條第一号から第三号まで」とあるのは「弁理士法第五十二條第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十條第三項中「第九百三十九條第一項」とあるのは「弁理士法第五十三條の二第六項において準用する第九百三十九條第一項」と、同法第六百七十三條第一項中「第五百八十條」とあるのは「弁理士法第四十七條の四」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百二十四條、第八百二十六條、第八百六十八條第一項、第八百七十一條（第十号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條、第八百七十七條、第九百四條及び第九百三十七條第一項（第三号口に係る部分に限る。）、第九百三十七條第一項の解散の命令について、同法第八百二十五條、第八百六十八條第一項、第八百七十五條、第八百七十七條（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十三條、第八百七十四條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五條、第八百七十六條、第九百五條及び第九百六條の規定はこの項において準用する同法第八百二十四條第一項の申立てがあつた場合における弁理士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

4 会社法第八百二十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）、及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四條（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定は、弁理士法人の設立の無効の訴えについて準用する。

5 会社法第八百三十三條第二項、第八百三十四條（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十七條、第八百三十八條、第八百四十六條及び第九百三十七條第一項（第一号に係る部分に限る。）、の規定は、弁理士法人の解散の訴えについて準用する。

6 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六條の規定の適用については、弁理士法人は、合名会社とみなす。

第七章 日本弁理士会（設立、目的及び法人格）

第五十六條 弁理士は、この法律の定めるところにより、全国を通じて一個の日本弁理士会（以下この章において「弁理士会」という。）を設立しなければならない。

2 弁理士会は、弁理士及び弁理士法人の使命及び職責に鑑み、その品位を保持し、弁理士及び弁理士法人の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに弁理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。

3 弁理士会は、法人とする。

（会則）

第五十七條 弁理士会は、会則を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 名称及び事務所の所在地
二 入会及び退会に関する規定
三 会員の種別及びその権利義務に関する規定
四 役員に関する規定
五 会議に関する規定
六 支部に関する規定
七 弁理士の登録に関する規定
八 登録審査会に関する規定
九 会員の品位保持に関する規定
十 会員の研修に関する規定
十一 実務修習に関する規定
十二 会員の業務に関する紛議の調停に関する規定
十三 弁理士会及び会員に関する情報の提供に関する規定

十四 会費に関する規定
十五 会計及び資産に関する規定
十六 事務局に関する規定
十七 その他弁理士会の目的を達成するために必要な規定

2 会則の制定又は変更（政令で定める重要な事項に係る変更に限る。）は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。（支部）

第五十八條 弁理士会は、その目的を達成するため必要があるときは、支部を設けることができる。（支部）

第五十九條 弁理士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。
2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。（入会及び退会）

第六十條 弁理士及び弁理士法人は、当然、弁理士会の会員となり、弁理士がその登録を抹消されたとき及び弁理士法人が解散したときは、当然、弁理士会を退会する。
（弁理士会の退会処分）

第六十一條 弁理士会は、経済産業大臣の認可を受けて、弁理士の秩序又は信用を害するおそれのある会員を退会させることができる。（会則を守る義務）

第六十二條 会員は、弁理士会の会則を守らなければならない。（役員）

第六十三條 弁理士会に、会長、副会長その他会則で定める役員を置く。
2 会長は、弁理士会を代表し、その会務を総理する。
3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

4 役員は、会則又は総会の決議によって禁止されていなく、特定行為の代理を他人に委任することができる。
（総会）

第六十四條 弁理士会は、毎年、定期総会を開かなければならない。
2 弁理士会は、必要と認める場合には、臨時総会を開くことができる。

（総会の決議を必要とする事項）
第六十五條 弁理士会の会則の変更、予算及び決算は、総会の決議を経なければならない。

（総会の決議等の報告）
第六十六條 弁理士会は、総会の決議並びに役員就任及び退任を特許庁長官に報告しなければならない。

（紛議の調停）
第六十七條 弁理士会は、会員の業務に関する紛議について、会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。（建議及び答申）

第六十八條 弁理士会は、弁理士に係る業務又は制度について、経済産業大臣又は特許庁長官に建議し、又はその諮問に答申することができる。（懲戒事由に該当する事実の報告）

第六十九條 弁理士会は、その会員に第三十二條又は第五十四條の規定に該当する事実があると認めるときは、経済産業大臣に対し、その事実を報告するものとする。
2 第三十三條第二項の規定は、前項の報告があった場合について準用する。（登録審査会）

第七十條 弁理士会に、登録審査会を置く。
2 登録審査会は、弁理士会の請求により、第十九條第一項の規定による登録の拒否、第二十三條第一項の規定による登録の取消し又は第二十五條第一項の規定による登録の抹消について必要な審査を行うものとする。

3 登録審査会は、会長及び委員四人をもって組織する。
4 会長は、弁理士会の会長をもってこれに充てる。
5 委員は、会長が、経済産業大臣の承認を受けて、弁理士、弁理士に係る行政事務に従事する経済産業省の職員及び学識経験者のうちから委嘱する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
7 前各項に規定するもののほか、登録審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。（報告及び検査）

第七十一條 経済産業大臣は、弁理士会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、弁理士会に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に弁理士会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。（総会の決議の取消し）

第七十二條 経済産業大臣は、弁理士会の総会の決議が法令又は弁理士会の会則に違反し、その他公益を害するときは、総会の決議の取消しを命ずることができる。（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第七十三條 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四條及び第七十八條の規定は、弁理士会について準用する。（経済産業省令への委任）

第七十四條 この法律に定めるもののほか、弁理士会に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。（弁理士又は弁理士法人でない者の業務の制限）

第七十五條 弁理士又は弁理士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続若しくは特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する行政不服審査法の規定による審査請求若しくは裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理（特許料の納付手続についての代理、特許原簿への登録の申請手続についての代理その他政令で定めるものを除く。）又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定若しくは政令で定める書類若しくは電磁的記録の作成を業とすることができない。（名称の使用制限）

第七十六條 弁理士又は弁理士法人でない者は、弁理士若しくは特許事務所又はこれらに類似する名称を用いてはならない。
2 弁理士法人でない者は、弁理士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。
3 日本弁理士会でない団体は、日本弁理士会又はこれに類似する名称を用いてはならない。（弁理士の使用人等の秘密を守る義務）

第七十七條 弁理士若しくは弁理士法人の使用人その他の従業者又はこれらの者であつた者は、

正当な理由がなく、第四條から第六條の二までの業務を補助したことに付いて知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。（弁理士に関する情報の公表）

第七十七條の二 経済産業大臣及び日本弁理士会は、それぞれの保有する弁理士に関する情報のうち、弁理士に事務を依頼しようとする者がその選択を適切に行うために特に必要なものとして弁理士の個人情報保護の必要性を考慮して経済産業省令で定めるものについて、公表するものとする。

2 前項の公表の方法及び手続については、経済産業省令で定める。
3 弁理士は、弁理士に事務を依頼しようとする者に対し、その適切な選択に資する情報を提供しよう努めなければならない。（罰則）

第七十八條 弁理士となる資格を有しない者が、日本弁理士会に対し、その資格につき虚偽の申請をして弁理士登録簿に登録させたときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第七十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
一 第三十一條の三（第五十條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
二 第三十二條又は第五十四條第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者
三 第七十五條の規定に違反した者

第八十條 第六條の五第一項、第三十條又は第七十七條の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第八十條の二 第六條の十二第二項の規定による実務修習事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定修習機関の役員又は職員は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。
一 第七十一條第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第七十六条の規定に違反した者
第八十一条の二 第五十三条の二第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十一条の三 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定修習機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第十六条の八の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
二 第十六条の十第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第十六条の十一第一項の許可を受けないで、実務修習事務の全部を廃止したとき。
第八十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第七十九条第一号（第五十条において準用する第三十一条の三に係る部分に限る。）、第二号（第五十四条第一項に係る部分に限る。）、若しくは第三号、第八十一条又は第八十一条の二の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。
第八十三条 第三十四条の規定（第五十四条第二項において準用する場合を含む。）による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は帳簿書類その他の物件の提出をしなかつた者は、三十万円以下の過料に処する。

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。
一 第五十三条の二第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二 正当な理由がないのに、第五十三条の二第六項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者
第八十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、弁理士法人の社員若しくは清算人又は日

本弁理士会の役員は、三十万円以下の過料に処する。
一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。
二 第五十三条の二第二項又は第五項の規定に違反して合併をしたとき。
三 第五十三条の二第六項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。
四 定款又は第五十五条第一項において準用する会社法第六百五十五条第一項の会計帳簿若しくは第六百七十七条第一項若しくは第二項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
五 第五十五条第二項において準用する会社法第六百五十六条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。
六 第五十五条第二項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して財産を分配したとき。
七 第五十五条第二項において準用する会社法第六百七十条第二項又は第五項の規定に違反して財産を処分したとき。

附則抄

施行期日

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第二章の規定 平成十四年一月一日
二 第四条第三項の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
（弁理士の資格に関する経過措置）

第二条 次に掲げる者は、改正後の弁理士法（以下「新法」という。）第七条に規定する弁理士となる資格を有するものとみなす。
一 この法律の施行の際現に弁理士となる資格を有する者
二 附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の弁理士法（以下「旧法」という。）第二条第二項の弁理士試験に合格した者
（欠格事由に関する経過措置）

第三条 新法第八十二条（商標法附則第二十八条の罪に係る部分を除く。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に適用する刑に処せられた者について適用し、施行日前に旧法第五条第二号に規定する刑に処せられた者の当該刑に係る欠格事由については、なお従前の例による。
2 新法第八十二条（商標法附則第二十八条の罪に係る部分に限る。）及び第三号の規定は、施行日以後にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者について適用する。
3 新法第四号及び第七号の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する処分を受けた者について適用し、施行日前に旧法第五条第三号に規定する処分を受けた者の当該処分に係る欠格事由については、なお従前の例による。
（弁理士試験に関する経過措置）

（登録に関する経過措置）
第五条 旧法第六十二条の規定による弁理士登録簿の登録は、新法第十七条第一項の規定による弁理士登録簿の登録とみなす。
2 施行日前に旧法第六十三条の規定により旧法に規定する弁理士会（以下「旧弁理士会」という。）に対して行った登録の申請は、新法第十八条第一項の規定により日本弁理士会に対して行った登録の申請とみなす。
3 施行日前に旧法の規定により旧弁理士会がした登録の拒否又は登録の抹消及びその通知は、新法の規定により日本弁理士会がしたものとみなす。
（資質の向上のための研修）
第六条 次に掲げる者（弁理士その他の経済産業省令で定める者を除く。）は、経済産業省令で定めるところにより、日本弁理士会が行う弁理士の資質の向上を図るための研修を受けなければならない。
一 この法律の施行の際現に弁理士である者
二 附則第二条各号に掲げる者であつて、新法第十七条第一項の規定により登録を受けたもの

（秘密を守る義務に関する経過措置）
第七条 施行日以後は、旧法第二十一条に規定する弁理士であつた者は、新法第三十条に規定する弁理士であつたものと、旧法第二十二条に規定する弁理士に係るその業務上取り扱つたことについて知り得た秘密は、新法第三十条に規定する弁理士に係るその業務上取り扱つたことについて知り得た秘密とみなして、同条の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。
（懲戒処分に関する経過措置）
第八条 この法律の施行の際現に弁理士である者について、施行日前に、旧法において懲戒の処分（理由とされる事実で、これに相当する事実が新法においても懲戒の処分の理由とされているもの）があつたときは、新法において懲戒の処分の理由とされている事実があつたものとみなして新法の規定を適用する。
2 施行日前に旧法第十七条の規定により過料の処分を受けた者については、旧法第二十一条の規定は、なおその効力を有する。
3 旧法第十七条の規定により業務の停止の処分を受け、この法律の施行の際現に業務の停止の期間中である者については、その処分を受けた日において新法第三十二条の規定により業務の停止の処分を受けた者とみなす。この場合において、経済産業大臣は、この法律の施行後遅滞なくその旨を官報をもって公告しなければならない。

4 旧法第十九条の規定による懲戒の申告で、この法律の施行の際まだ懲戒の手続を終えないものについては、施行日に新法第六十九条第一項に規定する報告がされたものとみなす。
（弁理士会に関する経過措置）
第九条 施行日に現に存する旧弁理士会は、施行日において、新法第五十六条第一項の規定による日本弁理士会となり、同一性をもって存続するものとする。
2 旧弁理士会は、施行日まで、新法第五十七条の例により、この法律の施行に伴い必要となる会則の変更をし、通商産業大臣の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の効力は、施行日から生じるものとする。
3 第一項の日本弁理士会は、速やかに、新法第五十九条の規定により設立の登記をしなければならない。
（名称の使用制限に関する経過措置）
第十条 この法律の施行の際現に特許業務法人又はこれに類似する名称を用いている者について

律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する刑に処せられた者について適用し、施行日前に旧法第五条第二号に規定する刑に処せられた者の当該刑に係る欠格事由については、なお従前の例による。
2 新法第八十二条（商標法附則第二十八条の罪に係る部分に限る。）及び第三号の規定は、施行日以後にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者について適用する。
3 新法第四号及び第七号の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する処分を受けた者について適用し、施行日前に旧法第五条第三号に規定する処分を受けた者の当該処分に係る欠格事由については、なお従前の例による。
（弁理士試験に関する経過措置）
第四条 旧法第二条第二項の規定は、平成十三年十二月三十一日までの間は、なおその効力を有する。
2 第二章の規定の施行の日前に旧法第二条第二項（前項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の弁理士試験を受験した者が同章の規定の施行の日以後に同章に規定する弁理士試験を受験する場合における新法第十一条の規定による試験の免除及び新法第十四条第二項の規定による試験の受験の停止に關し必要な経過措置は、政令で定める。
（登録に関する経過措置）
第五条 旧法第六十二条の規定による弁理士登録簿の登録は、新法第十七条第一項の規定による弁理士登録簿の登録とみなす。
2 施行日前に旧法第六十三条の規定により旧法に規定する弁理士会（以下「旧弁理士会」という。）に対して行った登録の申請は、新法第十八条第一項の規定により日本弁理士会に対して行った登録の申請とみなす。
3 施行日前に旧法の規定により旧弁理士会がした登録の拒否又は登録の抹消及びその通知は、新法の規定により日本弁理士会がしたものとみなす。
（資質の向上のための研修）
第六条 次に掲げる者（弁理士その他の経済産業省令で定める者を除く。）は、経済産業省令で定めるところにより、日本弁理士会が行う弁理士の資質の向上を図るための研修を受けなければならない。
一 この法律の施行の際現に弁理士である者
二 附則第二条各号に掲げる者であつて、新法第十七条第一項の規定により登録を受けたもの

は、新法第七十六條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）
第十一條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十二條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十三條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成一三年六月二九日法律第八

一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一三年一月二八日法律第五

二九号）抄

（施行期日）
1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一四年四月一七日法律第二

五号）

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一六年六月二日法律第七六

号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第十二條 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一

項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六條第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四條 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年六月九日法律第八七

号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一六年六月一八日法律第一

二〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一六年六月一八日法律第一

二四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附則（平成一七年三月三一日法律第二

二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条の規定、第三条中関税法第三十條第一項に一号を加える改正規定、同法第四十一條の改正規定、同法第四十一條の二の改正規定（「中」当該を「及び第三項中」当該に改める部分に限る。）、同法第四十五條の見出し及び同条第一項の改正規定並びに同条一項を加える改正規定、同法第六十三條第一項の改正規定、同法第六十五條第一項の改正規定及び同条一項を加える改正規定、同法第六十七條の二の次に十條を加える改正規

定、同法第六十八條第一項の改正規定、同法第七十五條の改正規定、同法第七十六條第一項の改正規定、同法第九十五條第三項の改正規定（「第七條の九第一項（帳簿の備付け等）及び前条第一項」を「第七條の九第一項及び第六十七條の六第一項（帳簿の備付け等）並びに前条第一項」に改める部分に限る。）、同法第一百五條第一項第三号の改正規定並びに同法第一百五條第五号の改正規定（「第七條の九第一項」の下に、「第六十七條の六第一項」を加える部分に限る。）並びに第四條の規定並びに附則第八條（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六條第五項の改正規定並びに同法第十九條第一項の改正規定及び同条一項を加える改正規定を除く。）、附則第九條、附則第十二條及び附則第十四條の規定 平成十八年三月一日

定、同法第六十八條第一項の改正規定、同法第七十五條の改正規定、同法第七十六條第一項の改正規定、同法第九十五條第三項の改正規定（「第七條の九第一項（帳簿の備付け等）及び前条第一項」を「第七條の九第一項及び第六十七條の六第一項（帳簿の備付け等）並びに前条第一項」に改める部分に限る。）、同法第一百五條第一項第三号の改正規定並びに同法第一百五條第五号の改正規定（「第七條の九第一項」の下に、「第六十七條の六第一項」を加える部分に限る。）並びに第四條の規定並びに附則第八條（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六條第五項の改正規定並びに同法第十九條第一項の改正規定及び同条一項を加える改正規定を除く。）、附則第九條、附則第十二條及び附則第十四條の規定 平成十八年三月一日

附則（平成一七年六月二九日法律第七

五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）

第五条 附則第二条に定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附則（平成一七年七月二六日法律第八

七号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附則（平成一八年三月三一日法律第一

七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定並びに第五条中関税法目次の改正規定、同法第三十條の改正規定、同法第六十五條の二の改正規定、同法第六十七條の次に節名を付する改正規定、同法第六十七條の二の次に節名を付する改正規定、同法第六十九條の次に一節及び節名を加える改正規定、同法第七十一條の次に節名を付する改正規定、同法第七十四條の改正規定、同条の次に節名を付する改正規定、同

法第七十五條の改正規定、同条の次に節名を付する改正規定、同法第七十六條の改正規定、同法第九十一條の改正規定、同法第九十三條の改正規定、同法第十章中第九百九條の前一條を加える改正規定、同法第九百九條の改正規定、同法第九百九條の二の改正規定、同法第一百二十二條の改正規定、同法第一百七條の改正規定（「第九百九條」を「第九百八條の四」に改める部分及び「禁制品を輸入する罪・禁制品」を「輸出してはならない貨物を輸出する罪・輸入してはならない貨物を輸入する罪・輸入してはならない貨物」に改める部分に限る。）及び同法第一百八條の改正規定並びに附則第二条の規定、附則第五条の規定、附則第十一条の規定、附則第十二條の規定及び附則第十五條の規定 平成十八年六月一日

法第七十五條の改正規定、同条の次に節名を付する改正規定、同法第七十六條の改正規定、同法第九十一條の改正規定、同法第九十三條の改正規定、同法第十章中第九百九條の前一條を加える改正規定、同法第九百九條の改正規定、同法第九百九條の二の改正規定、同法第一百二十二條の改正規定、同法第一百七條の改正規定（「第九百九條」を「第九百八條の四」に改める部分及び「禁制品を輸入する罪・禁制品」を「輸出してはならない貨物を輸出する罪・輸入してはならない貨物」に改める部分に限る。）及び同法第一百八條の改正規定並びに附則第二条の規定、附則第五条の規定、附則第十一条の規定、附則第十二條の規定及び附則第十五條の規定 平成十八年六月一日

二 略

三 第三条の規定、第五條中関税法第十二條の二から第十二條の四までの改正規定、第七條中同法第六十九條の二第一項に一号を加える改正規定、同条第二項の改正規定、同法第六十九條の三の改正規定、同法第六十九條の四の改正規定、同法第六十九條の五の改正規定、同法第六十九條の六第八項第一号の改正規定、同法第六十九條の八第一項第十号の改正規定、同法第六十九條の七の改正規定（「前条第十項」を「第六十九條の六第十項（輸出差止申立てに係る供託等）」に改める部分を除く。）、同法第七十五條の改正規定（「農林水産大臣」を「農林水産大臣等」に改める部分及び「同項第三号」の下に「及び第四号」を加える部分に限る。）及び同法第八條の四の改正規定（「及び第三号」を「から第四号まで」に改める部分及び「同号」を「同項第三号及び第四号」に改める部分に限る。）並びに第十條の規定並びに附則第三条の規定及び附則第十三條の規定 平成十九年一月一日

四 略

五 第七條中関税法目次の改正規定、同法第三十條及び第六十五條の二の改正規定（「第四号まで」の下に、「第五号の二」を加える部分を除く。）、同法第六十九條の二第一項第三号の改正規定、同法第六十九條の六第三項の改正規定、同法第六十九條の八の改正規定、同法第六章第四節第三款中同条を第六十

十条及び第十一条の規定並びに附則第十二条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第十二条第一項第二号の改正規定 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定が日本国について効力を生ずる日

（弁理士法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 この法律の施行前に生じた事実に基づく弁理士に対する懲戒の処分については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条まで及び附則第十九条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第六条の規定による改正後の弁理士法（以下この条において「新弁理士法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新弁理士法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できない）と

される場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二六年六月二七日法律第九一号）抄

この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二七年七月一〇日法律第五四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成三〇年五月三〇日法律第三三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十八条及び第三十四条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和元年六月一四日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百零二条、第七七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六号の改正規定に限る。）、第一百零一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第六十六条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百零一条、第一百零二条、第一百零八条、第九九条、第一百零二条、第一百零三条、第一百零五条、第一百零六条、第一百零九条、第一百一十一条、第一百二十三条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十八条、第一百三十九号、第六十一条から第六十三号まで、第六十六号、第六十九号、第七十条、第七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第七十三号並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附則（令和二年五月二九日法律第三三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和三年五月二一日法律第四二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中商標法第七十条第一項の改正規定、第八条中弁理士法第十五条の二第二項の改正規定及び附則第九条の規定 公布の日

（弁理士法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第八条の規定（附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の弁理士法（以下この条において「改

